

## 本学職員の処分について

平成 29 年 5 月、本学の大学職員（教員）が、教職員、大学院生等に対し、長期間に渡り不適切な指導・言動等を繰り返したことが起因となり、複数の関係者が退学・休学したほか、その他の関係者に対しても修学・業務上に多大な支障が生じているという公益通報がありました。

このことを受け、平成 29 年 6 月より、「公益通報処理委員会」及び「懲戒委員会」を設置して内部調査（事実確認）を行い、双方の意見を聴取した内容を役員会で討議した結果、平成 30 年 3 月 9 日付で、当該大学職員（教員）を諭旨解雇といたしました。

また、本件に関わる管理監督責任者である学部長、および附属病院長に対し、嚴重注意の処分を行いました。

教育に携わる大学職員（教員）が、このような行為をしたことは、誠に遺憾であり、関係者の皆様には心よりお詫び申し上げます。かねてより本学では、このような問題が発生しないよう研修会等を開催してまいりましたが、今後さらに全学をあげて再発防止策に取り組むよう周知徹底し、學術の修得に専念できる環境を向上させるよう努める所存でございます。

平成 30 年 5 月 1 日

東京医科歯科大学長

吉澤靖之

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事課

（電話） 03-5803-4741